

特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
2	住民課	個人住民税	-		
			I-1. ② 事務の概要	<p>地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告情報、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を元に市民税額を計算し、賦課する。</p> <p>(1)賦課に係る業務</p> <p>①課税資料の入手（確定申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書、住民税申告書等）</p> <p>②申告情報の入力</p> <p>③課税資料の名寄せ</p> <p>④課税資料の回送及び調査、他機関への提供</p> <p>⑤税額の通知</p> <p>(2)特別徴収に係る業務</p> <p>(3)減免に係る業務</p> <p>(4)課税証明書等、収入・所得に関する証明書の発行</p>	<p>市町村は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>また、公金受取口座情報を活用した還付を行う。</p> <p>手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
			I-1. ③ システムの名称	<p>個人住民税システム</p> <p>申告受付支援システム</p> <p>地方税電子申告支援サービス</p> <p>統合宛名システム</p> <p>中間サーバー・ソフトウェア</p>	<p>1 個人住民税システム</p> <p>2 申告受付支援システム</p> <p>3 収納消込システム</p> <p>4 団体内統合宛名システム</p> <p>5 中間サーバー</p> <p>6 eLTAXシステム</p> <p>7 国税連携システム</p> <p>8 サービス検索・電子申請機能</p> <p>9 申請管理システム</p>
			I-3 法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第一の16の項</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>・内閣府・総務省令</p> <p>地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）</p> <p>（平成25年5月31日法律第27号）</p> <p>番号法第9条第1項 別表の24の項</p>
			I-4. ② 法令上の根拠	<p>・情報提供の根拠</p> <p>番号法第9条第1項 別表第二のうち第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項</p> <p>・情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条第7号（別表第二の第1欄（情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの）第27の項</p>	<p>番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）</p> <p>1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項</p> <p>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）</p> <p>48、160の項</p>
			I-7 請求先	住民課	〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村総務課政策財務係 電話0241-27-8800
			I-8 連絡先	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村役場住民課	〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村住民課税務係 電話0241-27-8820
			I-5. ② 所属長の役職名	課長	住民課長
			II しきい値判断項目 1.対象人数及び 2.取扱者数	平成31年1月31日 時点	令和7年12月1日 時点

特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
			IV-8 人手を介在させる作業 (人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)		十分である
			IV-8 人手を介在させる作業 (判断の根拠)		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う等、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12月18日デジタル庁）の留意事項等を順守しているため。
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 (判断の根拠)		特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管する等、対策を実施しているため。